

三原市建設工事条件付一般競争入札公告の基本事項

(令和6年12月19日 契約課)

三原市が実施する条件付一般競争入札は、原則として広島県及び県内市町が共同利用する電子入札システム上で執行します。このシステムの導入については、次のサイトを参照してください。

サイトアドレス:<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

I 入札参加資格について

1 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 対象工事に係る業種について、三原市建設業者選定審査会規程(平成17年三原市訓令第41号。以下「審査会規程」という。)に基づく入札参加資格の審査を受けており、かつ、審査時における対象工事の業種に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。)の総合評点が指定した数値である者又は等級格付けが指定した格付けである者
- (2) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、三原市建設業者指名除外要綱(平成17年要綱第204号)に基づく指名除外又は広島県の指名除外を受けていない者
- (3) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていない者
- (4) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、次に掲げる者が市税を滞納していないこと。
 - ア 個人の場合 その代表者
 - イ 法人の場合 法人及びその代表者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者又は本件工事の入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者でない者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者
 - ア 本件工事に係る設計業務の受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有していないこと及びその出資の総額の100分の50を超える出資をしていないこと
 - イ 対象工事の設計業務等の受託者の代表権を有する役員が当該建設工事の受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと
- (7) 対象工事に係る業種について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者
- (8) 予定価格に応じて次に定める者

ア 予定価格が1億5千万円以上である場合は、対象工事と同種・同規模の工事の元請けとしての施工実績を有する者(原則として直近15年以内の実績とする。共同企業体の構成員としての実績の場合にあっては、出資比率が20%以上の実績とする。ただし予定価格3億円以上の場合にあっては、出資比率60%以上とする。)。ただし、工事の種類又は性質によっては、入札参加資格要件として施工実績を定めないことができる。

イ 予定価格が1億5千万円未満である場合は、対象工事の内容に応じ、市長が必要と認める場合は、別に定める施工実績を有する者

- (9) 対象工事に必要な技術者の資格を有し、かつ、対象工事の内容に応じ、市長が必要と認めるときに、別に定める施工実績を有する者を配置できる者。ただし、予定価格が1億5千万円以上であるときは、対象工事に必要な監理技術者の資格を有する者を専任で配置できる者
- (10) 対象工事に係る業種について、経営事項審査を受けている者
- (11) 本公告に定める設計図書等の閲覧を行っている者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、対象となる工事ごとに市長が特に必要と認めて定める要件を満たしていると認められる者

2 特定建設工事共同企業体に工事を発注する場合は、共同企業体の構成員に必要な入札参加資格を別途設定します。

II 入札参加の申請手続きについて

入札に参加しようとする者は、電子入札システム又は持参によって、条件付一般競争入札参加希望兼誓約書(様式第2号)を入札公告文に定める期間中に提出しなければなりません。

III 入札参加資格の審査及び結果通知について

- 1 提出された申請書類の内容及び資格条件等について審査し、入札参加資格の有無を決定します。
- 2 入札参加資格の審査結果は、電子入札システムにより回答します(紙により入札参加を希望された申請者には、様式第5号によりFAX等で回答します。)。ただし、条件付一般競争入札参加資格審査結果の通知を発送した日から入札日までの間に入札参加資格を喪失したことが判明した場合は、審査結果通知を取り消す旨を申請者に通知します。
- 3 前項の規定により入札参加資格なしとの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日以内に市長に対して、当該通知書に付された理由についての説明を求めることができます。
- 4 入札参加資格を認められた後に当該入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退手続きをするか、開札以前に入札辞退届を契約課に提出しなければなりません。

IV 設計図書の閲覧等について

対象工事の設計図書は、三原市ホームページで確認することができます。

V 入札の執行について

1 入札保証金

条件付一般競争入札に係る入札保証金は、免除します。

2 予定価格

対象工事の予定価格は公告の中に記載し、事前に公表します。

3 工事費内訳書

建設工事の入札案件においては、工事費内訳書の提出を必須とし、これを提出しないか、別に定める「工事費内訳書作成について」に適合していない場合には、その入札を無効とします。

4 入札の無効

- (1) 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき
- (2) 入札書が所定の日時までに所定の場所に到達しなかったとき
- (3) 入札者が2以上の入札をしたとき
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき
- (5) 予定価格を超える金額で入札したとき
- (6) 最低制限価格未満の金額で入札したとき
- (7) 記名押印をしないで入札したとき（書面の入札の場合）
- (8) 金額を訂正して入札したとき（書面の入札の場合）
- (9) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき（書面の入札の場合）
- (10) 入札に際して不正の行為があったとき
- (11) その他入札に関する条件に違反したとき

5 入札の中止等

入札参加者を決定した後に、資格者に連合その他不穏な行動、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止します。

6 落札者の決定

- (1) 最低制限価格入札において、落札者は、地方自治法施行令第167条の10第2項（最低制限価格の設定）により決定します。
- (2) また、低入札価格調査制度においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、最低の価格をもって申込みをした者を直ちに落札者とせず地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者を定める必要があると認めるときは、別に定めるところにより調査のうえ落札者を決定するものとします。
- (3) 総合評価方式の対象工事にあつては、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、入札金額に加え、金額以外の評価点等を併せて総合評価し、落札者を決定します。

VI 契約の締結について

1 契約保証金

- (1) 設計金額が500万円以上の工事は、契約保証金を必要とします。（請負代金額の10分の1以上）

- (2) 免除の工事であっても、過去2年間に三原市発注工事の施工を2回以上誠実に履行した実績のない者は、契約保証金を必要とします。
- (3) 有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができます。(金融機関の保証を選択する場合は、保証債務履行請求期限を保証期間経過後6か月以上確保してください。)
- (4) 公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

2 契約の締結

- (1) 落札者が契約を締結する期間は、落札決定通知をした日から5日以内とします。
- (2) 市議会の議決が必要な場合は、落札決定通知をした日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契約を締結するものとします。なお、仮契約を締結した後、本契約を締結するまでの間に広島県又は三原市の指名除外措置を受けたときは、仮契約を解除することができるものとします。

3 前払金

請負代金額が130万円以上の工事の場合、請負代金額の10分の4以内を前払金として請求することができます。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する工事が対象です。

4 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければなりません。